

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

福島県監査委員

### 監査公表第4号

平成31年3月26日監査公表第7号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和元年 6月18日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
福島県監査委員 古 市 三 久  
福島県監査委員 美 馬 武 千代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一郎  
元教財第223号  
令和元年5月23日

福島県監査委員 長 尾 トモ子  
福島県監査委員 古 市 三 久 様  
福島県監査委員 美 馬 武 千代  
福島県監査委員 菅 家 惣 一郎

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一 閣

定期監査に係る措置状況について（通知）

平成31年3月14日付け30福監第303号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

（別紙）

定期監査に係る措置状況について

監査対象機関 保原高等学校  
監査対象年度 平成29年度、平成30年度  
監査実施年月日 平成31年3月13日

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 社会保険料の届出・納付手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 1 常勤講師Aの給与改定に伴う期末勤勉手当（平成29年6月分）の差額分については、平成29年12月26日に</p>	<p>今般の事案は、担当者の事務処理について、学校内での確認が不十分であったこと、誤った事務処理の原因究明を後回しにしたことが原因です。</p> <p>1 被保険者賞与支払届は、平成31年1月29日に年金事務所に提出しまし</p>

支給しているが、所管年金事務所へ被保険者賞与支払届を提出すべきところ失念したため、社会保険料の個人負担分として140円を歳入歳出外現金に受け入れたままとなっている。

2 常勤講師Bに係る平成30年1月分と給与改定に伴う差額分の社会保険料については、同年2月28日に支出しているが、介護保険料の事業主負担分として264円を教職員費の共済費から支出すべきところ、歳入歳出外現金から払い出している。

3 上記1及び2の誤りに気付かず、同年2月分の社会保険料を支払いしたことにより、歳入歳出外現金の残高が124円赤字となったことについて、原因の確認を怠ったまま、同年4月27日に教職員費の共済費から補填処理したため、長期に渡り誤払状態となっている。

4 常勤講師Bに係る同年3月分の社会保険料を同年4月27日に支払っているが、個人負担分の47,456円を歳入歳出外現金から払い出すべきところ、教職員費の共済費から支出している。

「是正、留意・改善の意見」

社会保険料の事務手続及び支払事務に当たっては、関係規程に基づき適正に行うこと。

た。

当該届出に基づき、同年2月21日に社会保険料の差額分の請求があり、歳入歳出外現金140円と教職員費の共済費142円の合計282円を同年2月28日に支出しました。

2 歳入歳出外現金から誤って払い出した264円については、平成30年4月27日に教職員費の共済費から124円、平成31年2月28日に同費目から140円を補填処理しました。

3 教職員費の共済費から支出した47,456円については、平成30年5月31日に調整、処理を行いました。

今後は、当該事案を踏まえた再発防止策として、社会保険料の該当者リストと支払額との照合を複数職員で行うことを徹底いたします。

(監査総務課)